

# 漁船漁業構造改革総合対策事業 要綱・要領等説明会資料

平成19年4月25日

# 目 次

## I 漁船漁業の現状

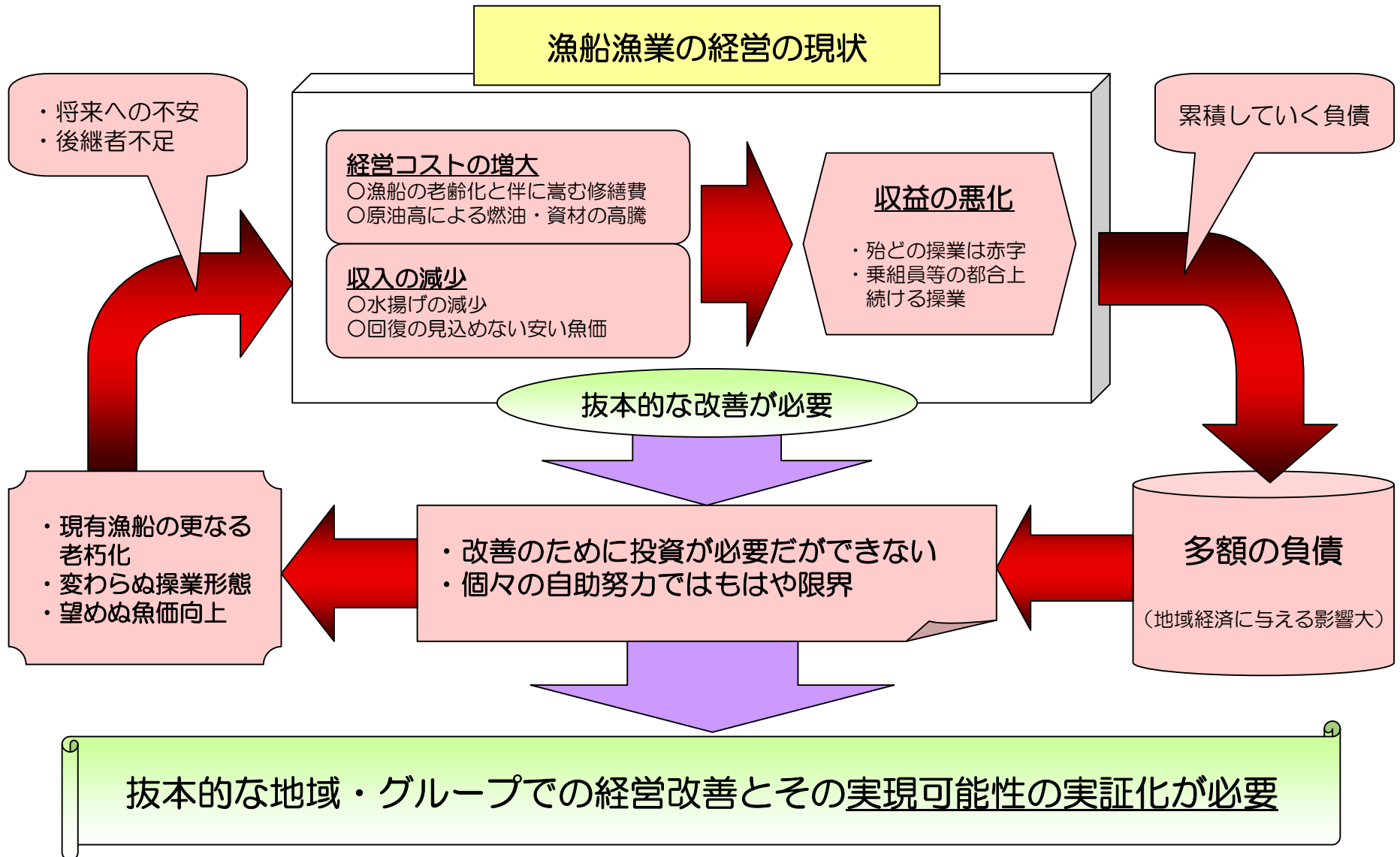
## II 漁船漁業構造改革総合対策事業の概要

1. 事業全体の概要
2. 漁船漁業構造改革推進集中プロジェクト
3. もうかる漁業創設支援事業(その1)、(その2)
4. 担い手漁業経営改革支援リース事業
5. 漁船漁業再生事業

## III 事務手続きについて

1. 漁船漁業構造改革総合対策事業の流れ
2. 漁船漁業構造改革推進集中プロジェクト
3. 地域プロジェクトの設置
4. 改革計画の策定及び認定等
5. もうかる漁業創設支援事業
6. 担い手漁業経営改革支援リース事業
7. 漁船漁業再生事業

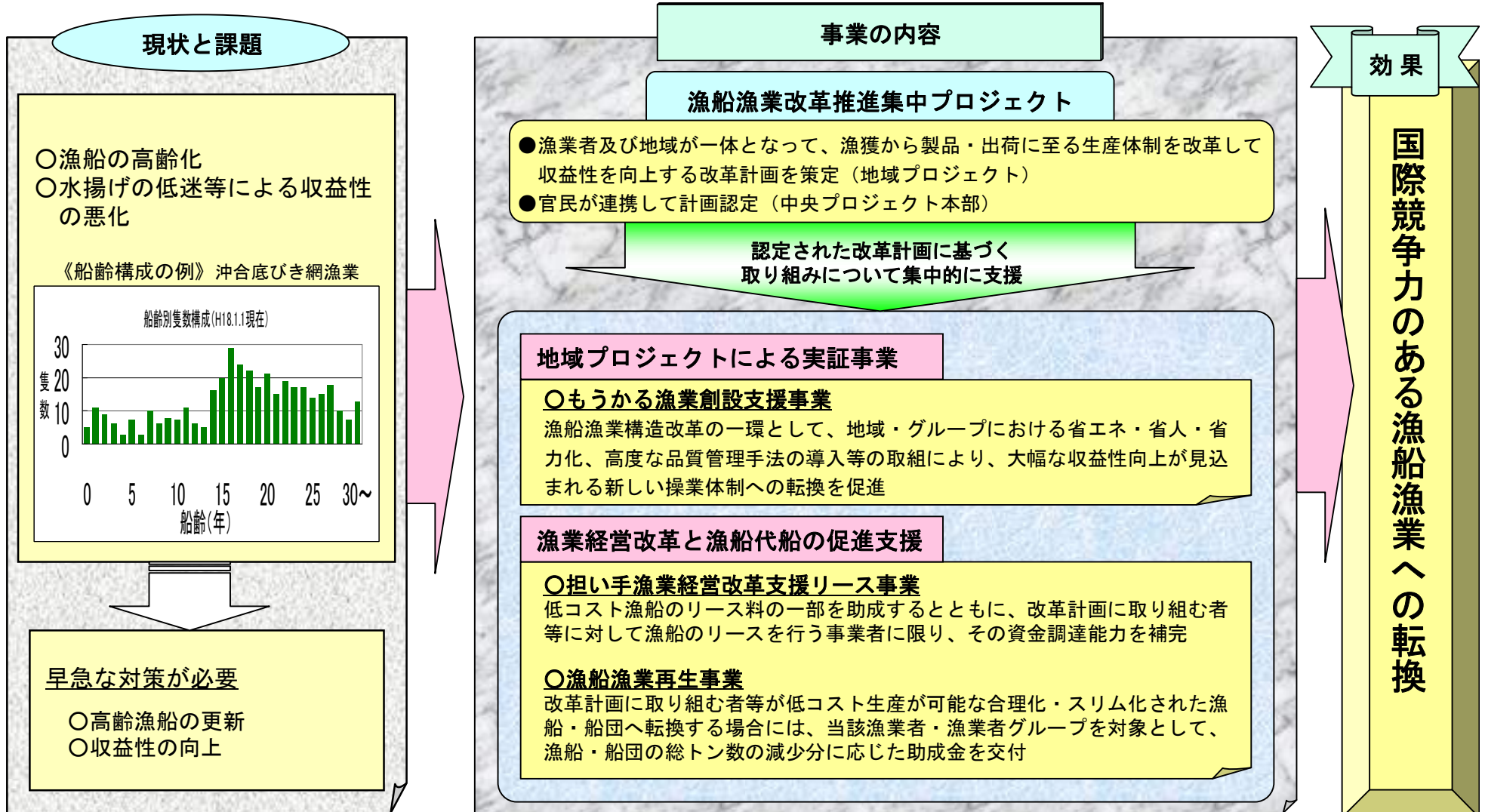
# I. 漁船漁業の現状



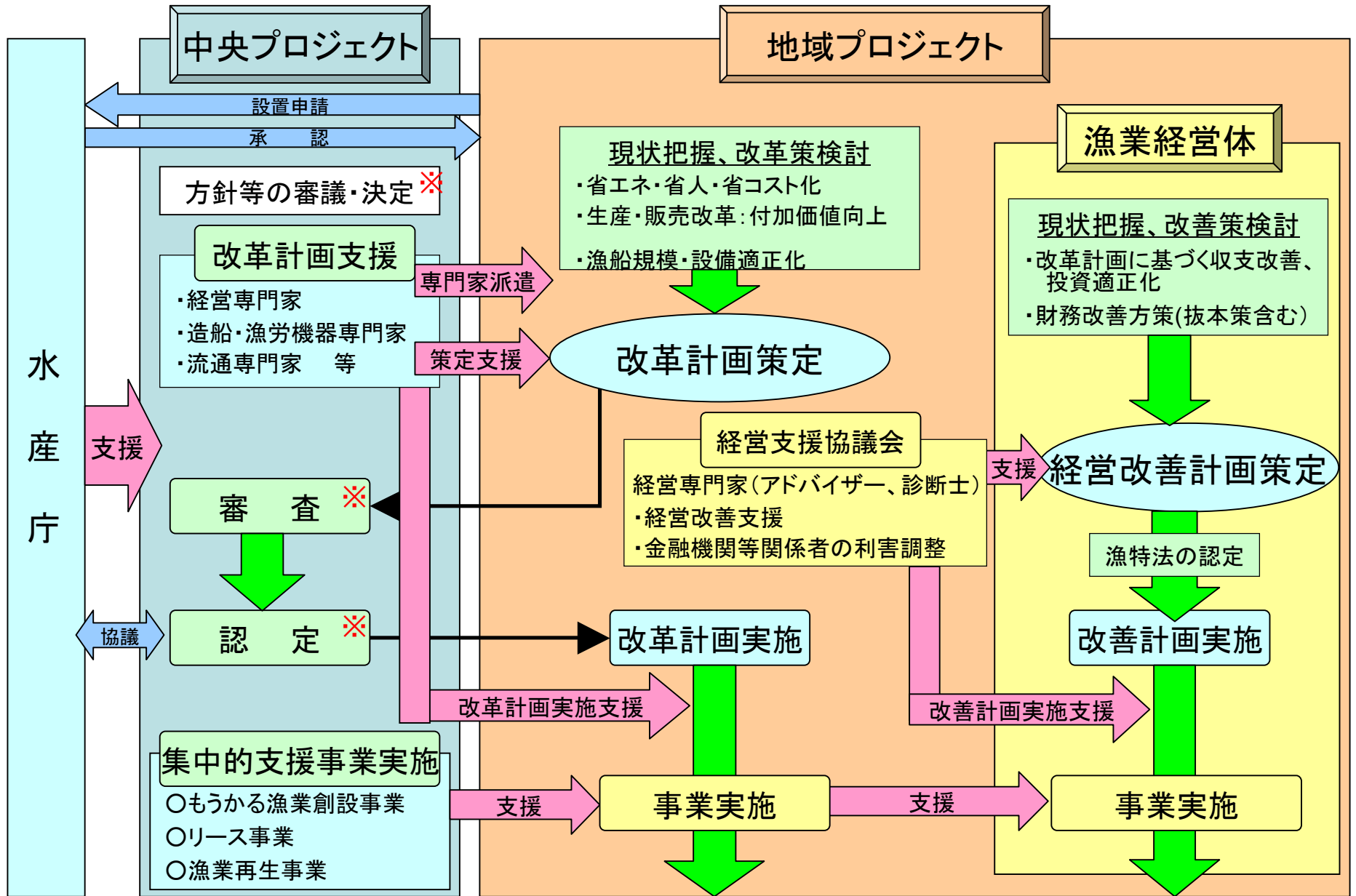
# Ⅱ. 漁船漁業構造改革総合対策事業の概要

## 1 事業全体の概要

- 生産体制が脆弱化した漁船漁業について緊急に構造改革を進めるため、収益性重視の経営への転換を促進する漁船漁業構造改革対策を実施。



## 2. 漁船漁業改革推進集中プロジェクト

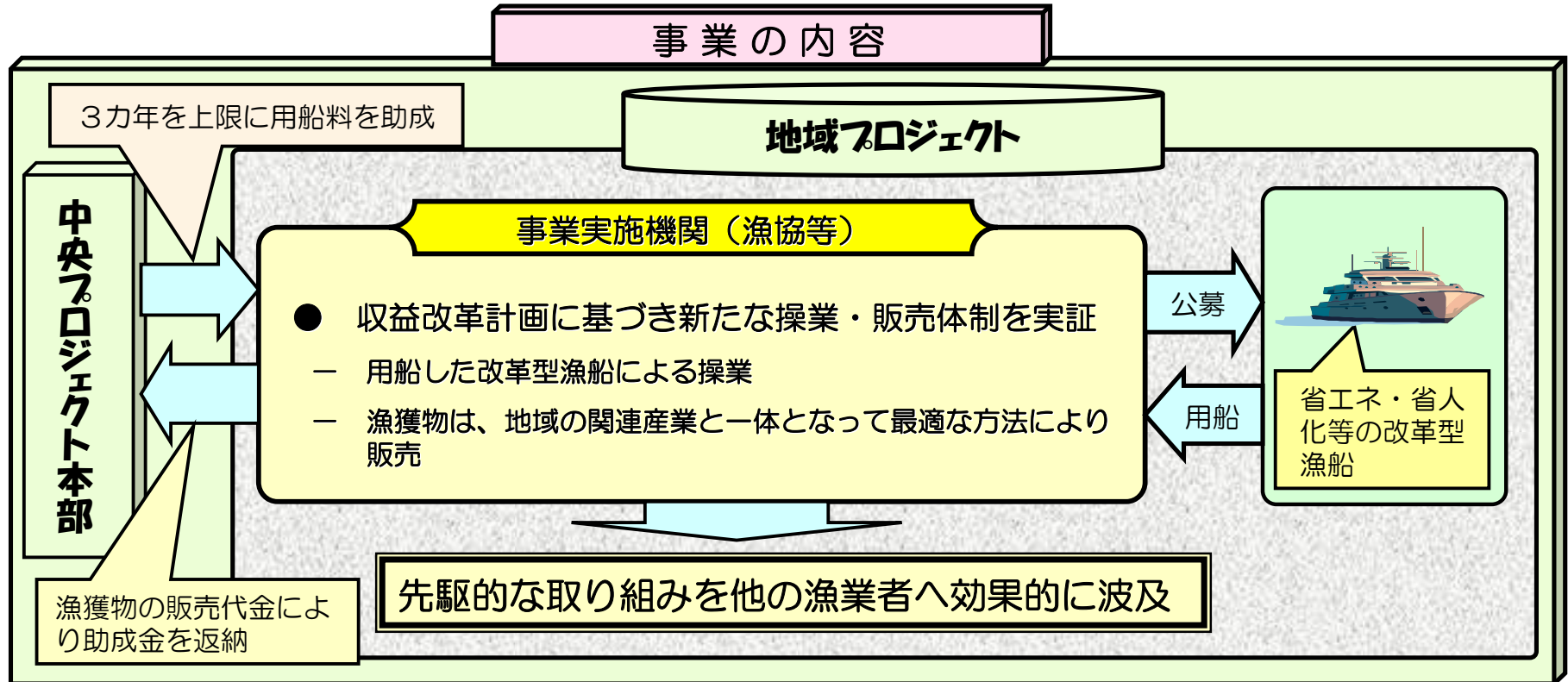


※プロジェクト中央協議会の任務

### 3. もうかる漁業創設支援事業（その1）

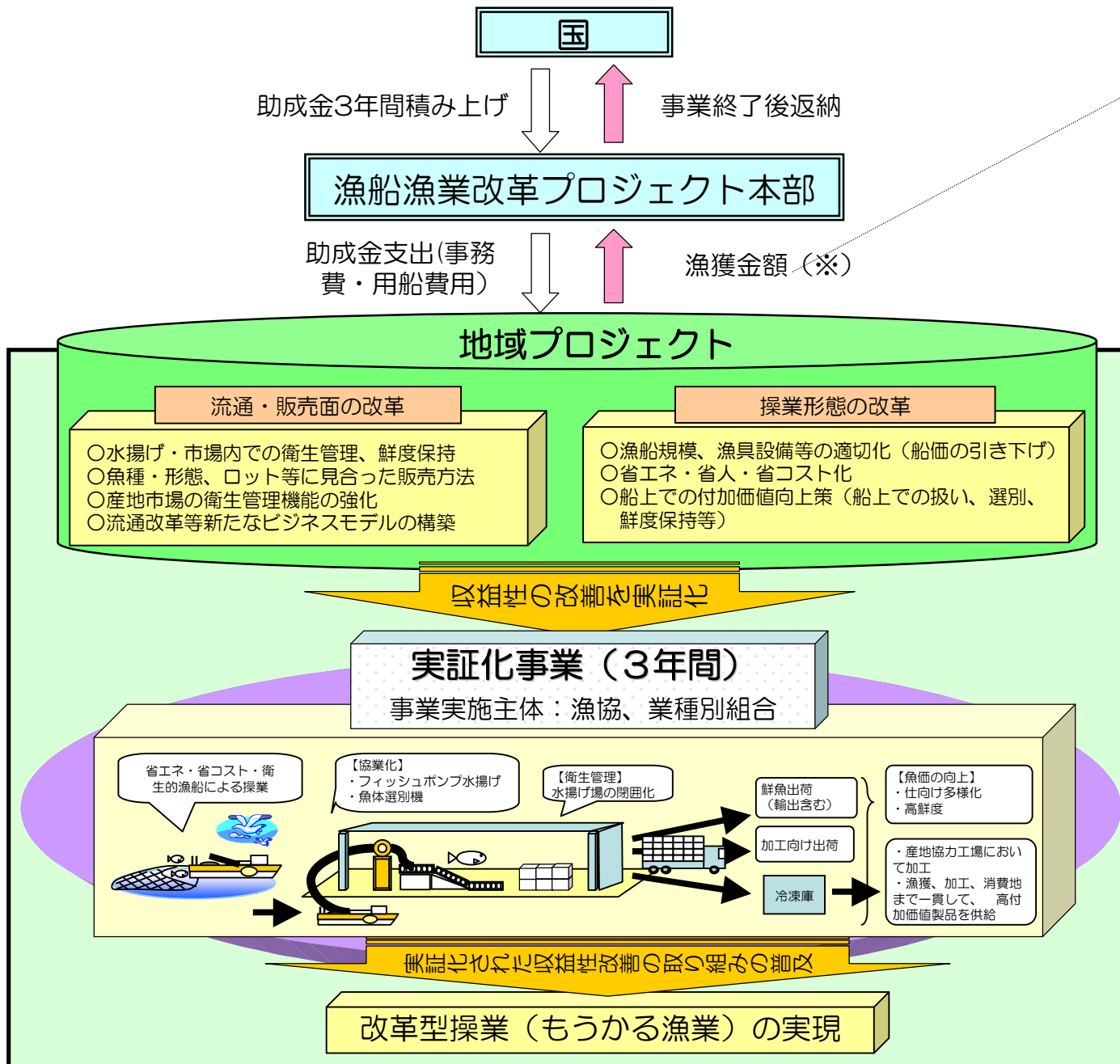
～ 概要 ～

地域やグループによる操業形態や流通・販売の改革による収益の改善を実証し、普及



- 漁獲重視の経営から収益性重視の経営への体質転換
- 十分な経営能力を有する漁業者による低コスト生産体制の確立
- 資源状況に見合った生産構造の実現

# 3. もうかる漁業創設支援事業（その2）

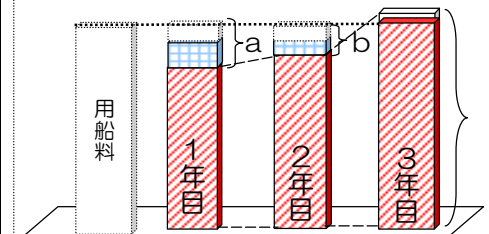


## ※漁獲金額の返還について

○毎年、用船料を上限として、漁獲金額をプロジェクト本部に返還

○漁獲金額が用船料に不足する場合（損失が生じた場合）には、不足分の1/2を事業主体が負担し返還

(ケース1)

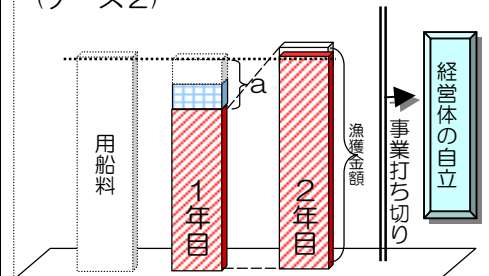


■ 返還分 ■ 事業主体負担分

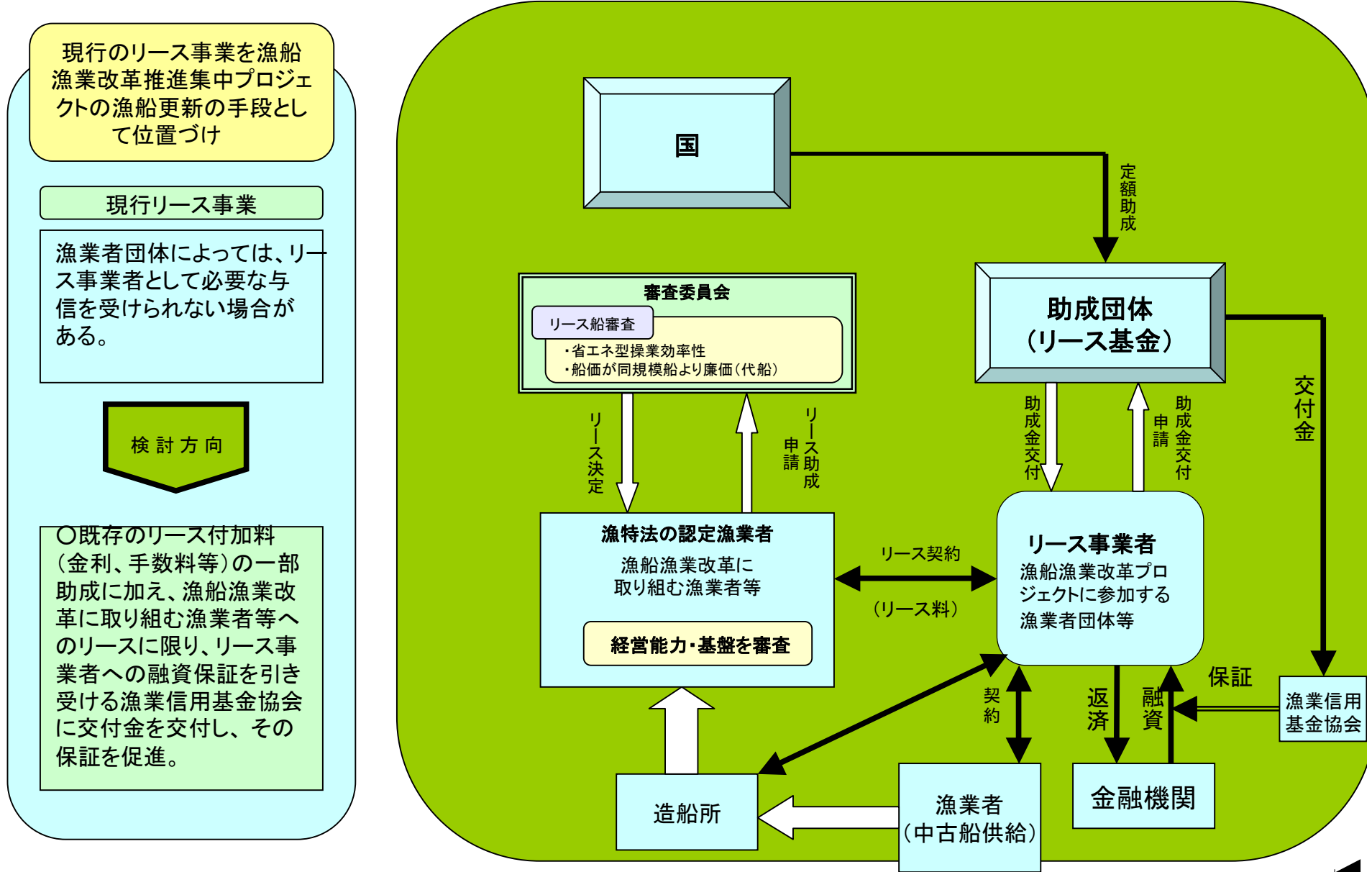
・  $(a \times 1/2 + b \times 1/2)$  を事業主体が負担

○漁獲金額が用船料を上回った場合、翌年以降の用船契約は打ち切り

(ケース2)



# 4. 担い手漁業経営改革支援リース事業

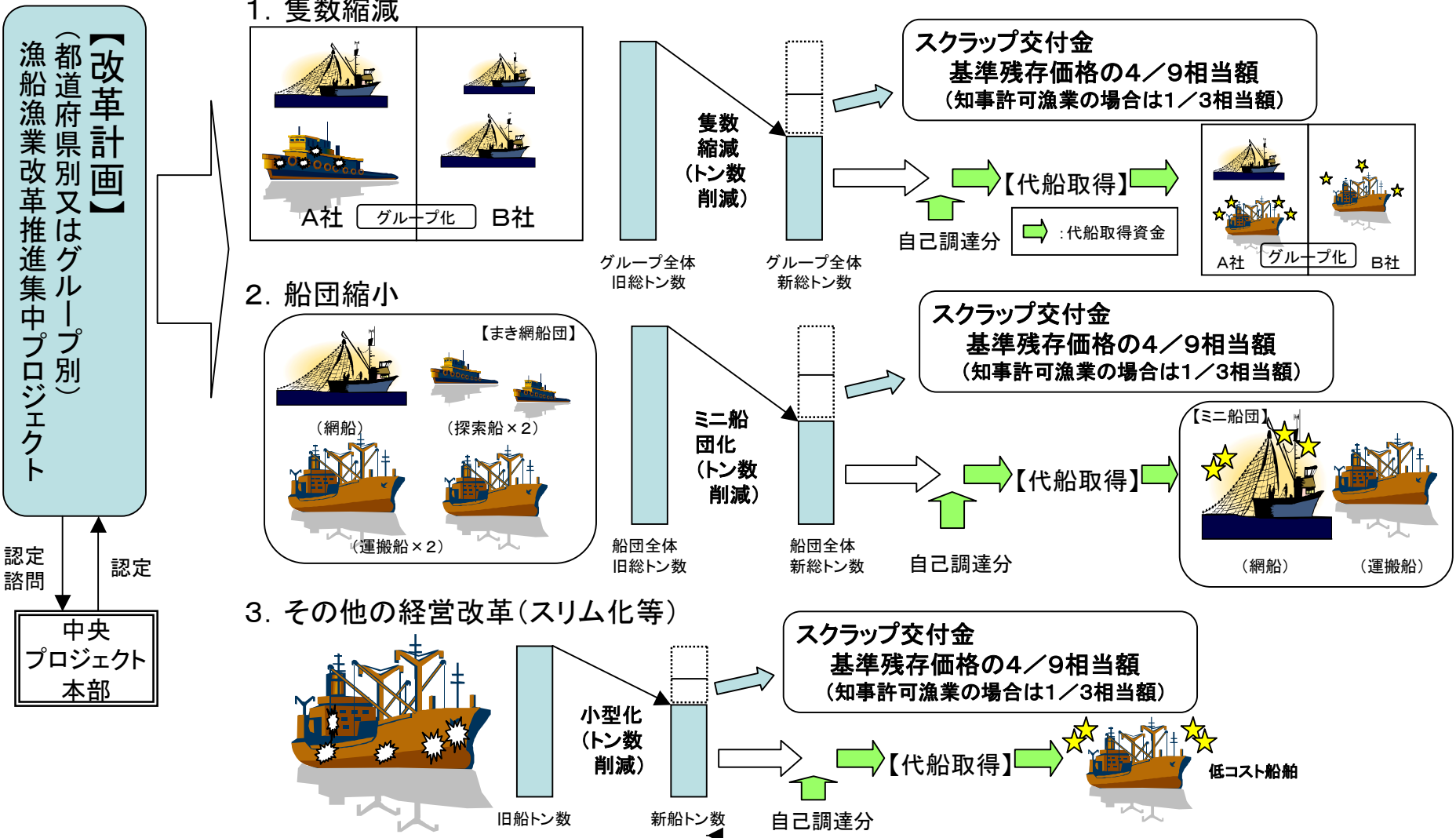




# 5. 漁船漁業再生事業

## 【事業内容】

認定された改革計画に取り組む漁業者ないしは漁業者グループを対象として、現有漁船をスクラップし、低コスト生産が可能な合理化・スリム化された漁船・船団への転換に必要な代船取得を行う場合に、漁船・船団の総トン数の減少分に応じた助成金を交付。



# Ⅲ. 事務手続きについて

## 1. 漁船漁業構造改革総合対策事業の流れ

① 地域の漁船漁業改革プロジェクト設置 ← 水産庁長官の承認

② 地域の改革計画を策定 ← 中央プロジェクト本部による支援  
(個別経営体の再生：中小漁業経営支援協議会による支援)

中央プロジェクト本部へ提出

③ 中央プロジェクト本部による審査、認定（水産庁協議）

認定改革計画に基づき

④ 実証事業（もうかる事業）、  
リース事業、再生事業の実施 ← 水産庁長官の承認

⑤ 成果の公表及び普及・啓発

## 2. 漁船漁業構造改革推進集中プロジェクト

### (1) 中央プロジェクト本部

○事業主体：（社）大日本水産会

○機能：

- － 地域プロジェクトが策定する改革計画の認定
- － 改革計画策定及び実証段階における各種支援（専門家の派遣、システム設計 等）
- － 当該事業の相談窓口 等

### (2) 地域プロジェクト

○事業主体：水産業協同組合、中小企業等協同組合等

○機能：

- － 地域の改革計画の策定
- － 改革計画策定に必要な調査・研究
- － 改革計画に参加する漁業者の経営対策
- － 改革計画に基づく推進事業の実施
  - ・ もうかる事業（実証事業）、
  - ・ リース事業、
  - ・ 再生事業 等

### 3. 地域プロジェクトの設置等

#### (1) 設置要綱に基づくプロジェクトの設置等

- ー 設置要綱及び実施計画承認申請書の作成

(様式第13号及び第14号)

- ー ポイント

漁業者及び漁業者団体のみでの構成としないこと。

流通・加工業者、市場、造船業界、地元行政等地域やグループが一体となったプロジェクトとすること。

#### (2) 助成金

- ー 地域のプロジェクト運営に係る会議費、委員謝金、各種旅費、資料作成費等の経費について助成金を受けられる(様式第8～12号)。

## 4. 改革計画の策定及び認定等

### (1) 改革計画の認定までの流れ

① 地域協議会において別添様式の改革計画書を作成し、中央プロジェクト本部へ提出（様式第17号）

② 中央協議会において地域プロジェクトから提出された改革計画を審議

③ 改革計画の認定について水産庁長官への協議

④ 地域の改革計画の認定書の発給

## (2) 改革計画の策定

- 収益性の向上実現に向けた改革計画を地域全体で策定  
(別添様式)
- ポイント
  - － 生産性の効率だけでなく、水揚げ体制や出荷・販売等供給体制全体を見据えた計画とすること。
  - － 支援事業の活用方法について明確に示すこと。
  - － 取組スケジュール、工程表を明確に示すこと。
  - － 収益性が向上することについて、定量的に示すこと。
  - － 次世代代船建造の見通しを明確に示すこと。

## (3) 改革計画の策定及び実施段階での支援

- 中央プロジェクト本部により以下に掲げる各種支援を受けることができます。
  - － 造船、流通・加工、販売等の専門家によるアドバイス
  - － 改革型漁船の設計
  - － 流通・販売等のシステム設計
  - － 改革計画策定に必要な各種調査研究 等

#### (4) 中小漁業経営支援協議会による支援

○ 地域の改革計画策定段階において、プロジェクトに参加する漁業者の経営改革を支援

#### ○ 事務処理の流れ

－ 協議会設置要綱、中小漁業経営支援計画、協議会の委員及びアドバイザー名簿の作成

(様式例 1～3 を参考)



－ 水産庁長官あて申請 (様式第 1 号)

→ 地域プロジェクトの設置と同時申請可

## 5. もうかる漁業創設支援事業

- (1) 事業実施者：地域プロジェクト運営者が選定した水産業協同組合、中小企業等協同組合等
- (2) 漁船の選定  
当該事業に用いる漁船は、公募により選定すること。  
(公募方法については、事業実施者に一任)
- (3) 用船契約の締結
- (4) 事務手続き流れ
  - ① 事業計画の作成（様式第1号）
    - －事業計画の作成は、認定改革計画に基づいて作成すること。
    - －1事業期間は原則1年以内とすること  
(これによりがたい場合は別途協議)
  - ② 実施状況報告
    - －毎事業期間終了後30日以内に大水を通じて水産庁へ提出



### ③助成金の交付

- － 1事業期間における交付申請計画を作成し大水に提出（様式第4号）
- － 交付申請計画に基づき概算払いを受けることが可（様式第6号）

### ④助成金の返納

- － ②の実施状況を報告を基に、助成金精算報告書を作成（様式第7号）

大水が額を確定

- － 大水から通知された額の確定通知（様式第8号）に従って販売代金から助成金を返還※

### ⑤実証結果報告

- － 全ての事業終了後、当該事業の実証結果をとりまとめ水産庁長官あて報告（様式第3号）

※ 1. 販売代金が助成金を下回った場合は、その差額の1/2を事業主体が負担（この際、所有者に負担させることが可（要領第3の2の（3））

2. 販売代金が助成金を上回った場合（もうかった場合）は助成事業終了

## 6. 担い手漁業経営改革支援リース事業

○事業実施者：水産業協同組合、中小企業等協同組合等

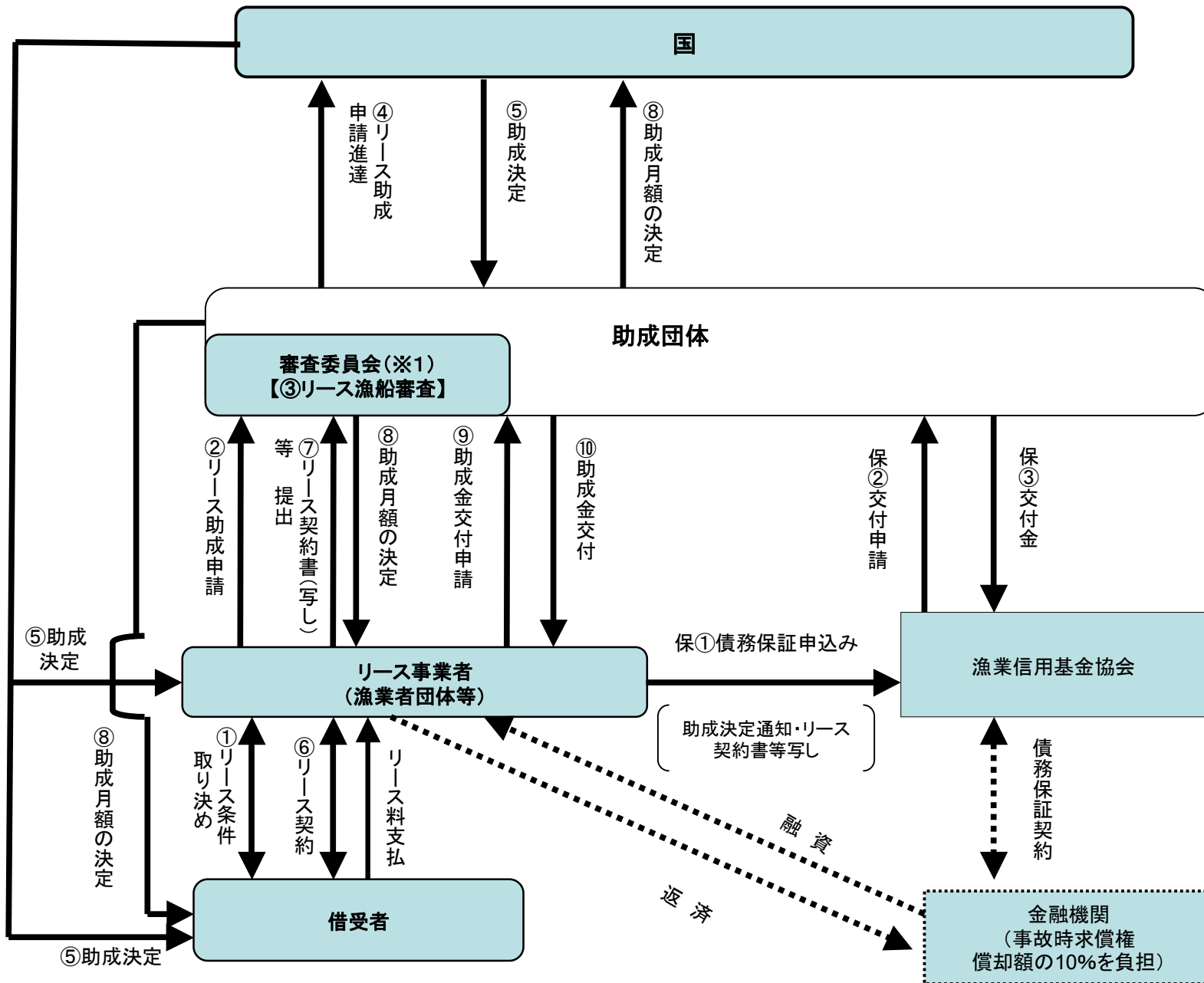
### 【リース料助成事業関連】

- (1) リース条件の取り決め（別図①）
- (2) リース料助成申請及びリース漁船審査報告書の提出  
（別図②、③、④）
- (3) リース料助成決定（別図⑤）
- (4) リース契約（別図⑥、⑦）
- (5) リース料助成月額決定（別図⑧）
- (6) リース料助成金交付申請（別図⑨）
- (7) リース料助成金交付（別図⑩）

### 【資金融通円滑化事業関連】

- (1) 債務保証申し込み（別図保①）
- (2) 債務保証に係る交付金交付申請（別図保②）
- (3) 債務保証に係る交付金交付（別図保③）

# 別図 担い手漁業経営改革支援リース事業の手続き



※1 助成団体又は助成団体が選定する団体に設けられるリース漁船審査委員会。

## 7. 漁船漁業再生事業

(1) 事業実施者：地域プロジェクト運営者が選定した水産業協同組合、中小企業等協同組合等

(2) 事務手続きの流れ

①事業計画の作成（様式第1号）

－事業実施者が、認定改革計画に基づき作成し、大水を経由して水産庁に提出。

（知事許可漁業に係る計画は、知事及び大水を経由。）

②漁船の取得及びスクラップ処分等

③スクラップ交付金の交付申請（様式第2号）

－②を行った者が、取得した漁船に係る漁業許可証及び漁船スクラップ処分証明書（様式第3号）等を添付し、事業実施者に提出。

#### ④事業資金助成金の交付

- 事業実施者が、③により提出された書類を取りまとめ、申請書（様式第6号）を大水に提出。
- 事業計画に従い漁船の取得及びスクラップ処分等が行われたことを確認した後、大水が助成金を交付。

#### ⑤スクラップ交付金の交付

- 事業実施者は、大水からの助成金（及び地方公共団体等の拠出金）により造成した事業資金から、スクラップ交付金を交付。

#### ⑥報告

- 事業実施者は、スクラップ交付金の交付終了後、速やかに大水へ報告（様式第5号）。
- 大水は、毎事業年度終了後60日以内に水産庁長官に報告（様式第7号）。